

# 神山町農業委員会

# 議 事 録

令和3年1月29日開催

# 神山町農業委員会議事録

令和3年1月29日神山町農業委員会を  
神山町役場すだち（201）において開催

・出席農業委員は次のとおり（13人）

1番	高橋 正和	2番	森 三千子	3番	原田 健義
4番	森 昌槻	5番	山本 實義	6番	武市 佐市
7番	鍛 喜文	8番	井上 喜司	9番	相原 利章
10番	森本 守	11番	加藤 宏行	12番	中西 隆子
13番	河野 宏吉				

・本会議に出席した職員は次のとおり

事務局長 相原 英夫 事務局次長 鳥庭 宏 主任 西本 寛  
主事 小川 和俊

## 1. 開会

局長「定刻が参りましたので、農業委員会を開会していただきたいと思います。本日は、全員の方に出席をいただいておりますことをご報告いたします。  
それでは、開会宣言を会長お願いします。」

## 2. 開会宣言（午後1時31分）

会長「ただいまから、神山町農業委員会を開会いたします。」

局長「はじめに、河野会長よりご挨拶を申し上げます。」

（河野会長挨拶）

局長「ありがとうございました。議長選出でございますが、農業委員会会議規則第5条により、河野会長に議長を務めていただき、議事の進行をお願いいたします。」

## 3. 議事日程報告

議長「本日の会議の議事日程は、お配りしてあります議案書のとおりでございます。」

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	報告第1号 農地法第3条の規定による許可の取消について
日程第3	議案第1号 非農地証明願について
日程第4	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第6	議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第7	議案第5号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について



できます。

11ページには非農地化を裏付ける資料として昭和60年1月21日以前に撮影された航空写真を添付しております。申請地が20年以上非農地化していることが確認できます。受付番号1番の説明は以上でございます。」

**議長**「ただいまの説明に関連して、担当委員の10番森本委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

**森本委員**「報告させていただきます。今月の19日、午前中に役場の西本さん、小川さん、相原委員、私、4名で現場を確認してきました。記載のあるとおり●●●●さん所有の地番●●●●、●●●●㎡、●筆、●●より●へ●●●●m入った傾斜地に位置します。地目が登記簿畑、現況山林ということですが、証明願に記載どおり、雑木等により耕作できなくなり数十年経過しているというように現在は雑木で山林化していることを確認しました。以上です。」

**議長**「ありがとうございました。続いて受付番号2番について事務局から説明をいたします。」

**局長**「それでは、受付番号2番についてご説明をいたします。

本件は申請者の●●●●さんから、既に山林となっている農地があるため、地目変更の相談があり、非農地証明願での申請となっております。

13ページから18ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、19ページに位置図、20ページから22ページに公図を添付しております。申請地は●●さんの旧屋敷のそれぞれ●、●、●●に位置しております。

23ページから26ページは現況写真を添付しており、既に山林化していることが確認できます。

27ページには非農地化を裏付ける資料として昭和51年9月29日以前に撮影された航空写真を添付しております。当時申請地が既に山林となっていることがわかりますので、申請地が20年以上非農地化していることが確認できます。

29ページには始末書を添付しております。受付番号2番の説明は以上でございます。」

**議長**「ただいまの説明に関連して、担当委員の6番武市委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

**武市委員**「説明させていただきます。25日、西本さん、小川さん、3人で現地調査に行ってまいりました。もうすでに40年、50年の木が周囲にあって、もう元へ戻すことはできないと思いますのでご審議のほどよろしくをお願いいたします。」

**議長**「ありがとうございました。ただいま議案第1号受付番号1番、2番の説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

**議長**「質疑ありませんので、議案第1号非農地証明願による許可申請について受付番号1番、2番は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第1号非農地証明願による許可申請について受付番号1番、2番は原案のとおり決しました。」

## 5. 議案第2号について

議長「日程第3 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書の30ページをお願いします。」

(議案朗読)

局長「それでは、説明をいたします。受付番号1番の譲受人の●●●●さんが譲渡人 ●●●●さんから●●を●●筆購入する案件でございます。

31ページ、32ページに申請地の謄本を添付しております。

申請地の場所についてですが、33ページに位置図、34ページに公図を添付しております。申請地は●●●●さんの旧屋敷の周辺に位置しております。35ページ、36ページに現況写真を添付しております。

37ページをご覧ください。譲受人●●●●さんの土地利用計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。世帯員は●●名で、●●名が農作業に常時従事する予定でございます。経営面積は、畑●●，●●●●㎡で合計も同じです。営農計画の概要等についてですが、取得した農地では大根、玉ねぎ、きゅうり、トマト、すだち等を栽培し、後に神山に移住する予定です。以下の項目については記載のとおりでございます。

39ページをご覧ください。●●●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明をいたします。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在●●●●さんの農地の所有はございません。

40ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてですが、申請地取得後は、大根、玉ねぎ、きゅうり、トマト、すだちを記載の面積のとおり栽培する予定でございます。農機具の所有状況は、トラクター、耕耘機、トラックをそれぞれ1台、自己資金にて購入する予定でございます。

41ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は●●●●さんが●●●●日、●●●●さんが50日であり、世帯等で耕作に必要な日数150日を満たしておりますので問題はないと思われれます。続いて、41ページ中段の下限面積要件についてですが、現在権利を有する農地の面積はございません。今回本件で取得する●●●●●●㎡で神山町の下限面積1,000㎡を満たしております。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

42ページには譲受人の●●●●さんの住民票を添付しております。

受付番号1番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号1番の担当委員の9番相原委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

相原委員「先日19日、西本さん、小川さん、森本委員さん、私、4人で現地調査してまいりました。以前に申請があった移転と同じところで、今回の報告の1号と同じところでございます。面積は●●筆で家の前と奥でございます。別に問題ないと思っておりますのでよろしく申し上げます。」





置場として利用しております。書類等全て揃っておりますので問題はないかと思われ  
ます。そして周りに、別段迷惑をかけることはないと思いますのでよろしくお願  
いいたします。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第3号受付番号1番2番3番について  
説明、意見をいただきました。受付番号1番2番については譲受人が●●●委員の親  
族となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規程に基づき、議事参  
与の制限があるので受付番号1番2番と受付番号3番のものと分けて審議を行  
います。まず受付番号1番2番の審議を行いますので、当該審議開始から終了ま  
で●●●委員さんには退席をお願いいたします。」

(●●●委員退席)

議長

「議案第3号の受付番号1番2番について、ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長

「質疑ありませんので、議案第3号の受付番号1番2番については原案どおり決  
するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請につ  
いては受付番号1番2番は原案のとおり許可相当とし、県知事に意見書を送付  
いたします。森昌槻委員さんに戻っていただき引き続き審議致します。」

(●●●委員着席)

議長「それでは、引き続き議案第3号の受付番号3番について審議を行  
います。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑がないようでありますので、議案第3号の受付番号3番につ  
いて原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請につ  
いて受付番号3番は原案のとおり許可相当とし、県知事に意見書を送付  
いたします。」

## 6. 議案第4号について

議長「日程第6 議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農  
用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説  
明をいたします。」

局長「議案書77ページをお願いします。(議案内容を朗読)

議案書の78ページをお願いします。

(内容について朗読)

新規案件についてのみ、補足説明をさせていただきます。

番号4についてご説明をいたします。借人の●●●●さんの世帯の構成員は●名で●名で農業に従事しております。年間の農業従事日数は●●●日でございます。農機具の所有状況はトラクター●台、草刈機●台、管理機●台、軽トラ●台でございます。

番号7についてご説明をいたします。借人の●●●●さんの世帯の構成員は●名で●名で農業に従事しております。年間の農業従事日数は●●●日でございます。農機具の所有状況はトラクター●台、草刈機●台、管理機●台、軽トラ●台でございます。

以上でございます。

議長「議案第4号について、ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑がないようでありますので、議案第4号ついて原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので議案第4号の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画は原案どおり決定し、町長に答申することに決しました。」

## 7. 議案第5号について

議長「日程第7 議案第5号農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定についてを議題とします。それでは事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書の79ページをご覧ください。」

(議案朗読)

局長「それでは、農地法に基づく別段面積の設定について説明をさせていただきます。地域の農業従事者の高齢化、担い手の兼業化等により遊休化が深刻な状況になってきたことから、遊休農地の発生を防止するために新規就農者や小規模農家への農地の権利移動を促進し、農地の有効利用を進めるために、別段面積を継続して10aに設定するものです。以上でございます。」

議長「ただいま議案第5号について事務局に説明いただきました。議案第5号について、ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第5号について、別段面積を10アールに設定することで異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第5号農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定については、別段面積10アールで決定致しました。」

会長「以上をもちまして、本日の議題を全部終了いたしましたので閉会いたします。」

(閉会時刻 午後2時15分)

この議事録は、事務局長をして調整せしめたもので、会議の内容に相違なきことを証するため署名する。

神山町農業委員会

会 長

7 番委員

8 番委員